平成２５年（フ）第２８２号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保100番地２
債務者　大場　晶世
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２８３号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保100番地２
債務者　大場　典江
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１３４号
新潟県長岡市藤沢１丁目８番19号
債務者　鈴木　一美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
新潟県長岡市与板町与板乙5935番地２　コーポ山崎202号室、前住所新潟県長岡市与板町与板乙5280番地
債務者　柏井　一代（旧姓篠田）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
新潟県長岡市今朝白３丁目11番13―705号
サーパスシティ今朝白壱番館705号室
債務者　吉村　隆弘
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
新潟県長岡市緑町１丁目38番地139
債務者　内藤ヒデ子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
静岡県富士市厚原1792番地の21
債務者　武田　英子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１７３号
静岡県富士市五貫島704番地の１　県営住宅Ｈ―201号、前住所静岡県富士市今泉3083番地の５
債務者　山口あけみ
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８４３号
大阪府羽曳野市翠鳥園２番２―101号、前住所大阪府羽曳野市伊賀５丁目７番14―202号
債務者　田中美知恵
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０９７号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番18―14号
債務者　小寺　統子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３３５号
札幌市中央区北７条西24丁目２番１―604号
債務者　板橋　ゆき
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４０５号
札幌市北区篠路３条３丁目２番１号　コーポサンエーＢ棟５号
債務者　撫養　朱美
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４４３号
札幌市東区北19条東13丁目７番15―301号
債務者　田組　政人
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９２号
札幌市白石区南郷通17丁目北８番１―201号
債務者　小林しのぶ
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９６号
札幌市東区北15条東10丁目１番15―103号
債務者　高田　英幸
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７２６号
札幌市西区八軒８条西２丁目４番１号　セイシンハイツＡ―202号
債務者　渡辺　正信
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７３号
札幌市東区北27条東21丁目２番14号
債務者　荒木　敏志
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４号
北海道磯谷郡蘭越町字大谷357番地１
債務者　西田　博則
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所岩内支部